

# 一般社団法人日本車いすテニス協会 懲罰審査手続規程

## 第1章 総 則

### 〔目的〕

第1条 この規程は、一般社団法人日本車いすテニス協会（以下、「当協会」という。）における、懲罰審査手続に関する事項及びこれに関連する必要な事項を定めることを目的とする

### 〔懲罰審査〕

第2条 当協会は、インテグリティ委員会を設置し、以下に定める懲罰審査を行う

## 第2章 インテグリティ委員会

### 〔組織および委員〕

第3条 インテグリティ委員会は、委員長および2名以上4名以内の委員をもって構成する

- 2 委員は、車いすテニスに関する経験と知識を有し、または学識経験を有する者で、公正な判断をすることができる者のうちから、会長が任命する
- 3 懲罰審査の対象事案に何らかの形で関与したことがある委員および当該事案に利害関係を有する委員は、当該事案に関して委員として手続に加わることができない
- 4 委員が2名以下になったときには、第2項の手続に則り、臨時委員を任命する

### 〔インテグリティ委員の任期〕

第4条 委員長および委員の任期は2年とし、再任を妨げない

- 2 補欠または増員により選定された委員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする
- 3 委員は、その任期満了後においても後任者が就任するまでは、なおその職務を行わなければならない

### 〔委員長・招集・議長〕

第5条 委員長は委員が互選する

- 2 懲罰審査手続は、会長の通知を受け、委員長がこれを招集する
- 3 懲罰審査手続の議長は、委員長がこれにあたる
- 4 懲罰審査手続の議事は出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は委員長の決するところによる
- 5 委員長に事故のある場合は、委員のうちから互選された者が、その職務を代行する

### 〔所管事項〕

第6条 インテグリティ委員会は、当協会倫理規程に定める登録選手等による、遵守事項に違反する事実について調査、事実認定を行い、懲罰意見を記載した懲罰案の作成および理事会

への答申（以下「懲罰審査手続」という）並びにコンプライアンスに関する方針の策定、啓発の実施、コンプライアンスに関する実情の調査その他コンプライアンスに関して必要な一切の事項を所管する

### 第3章 懲罰審査手続

〔手続の非公開、守秘義務〕

第7条 懲罰審査手続および記録は非公開とする

- 2 委員、対象者、その代理人および当協会の関係者は、懲罰審査手続を通じて入手した情報を他に漏らしてはならない

〔言語〕

第8条 懲罰審査手続において、言語は、原則として日本語を使用する

- 2 懲罰審査手続において、対象者または関係者が外国語を使用する場合には、当該対象者または関係者は、口頭の陳述については日本語の通訳を同行し、文書については日本語の訳文を添付しなければならない

〔代理人〕

第9条 懲罰審査手続において、弁護士またはインテグリティ委員会が承認した者を除き、対象者の代理人となることができない

〔免責〕

第10条 委員および懲罰審査手続にかかわる事務職員は、故意または重過失による場合を除き、懲罰審査手続に関する作為および不作為について、何人に対しても責任を負わない

〔手続の開始〕

第11条 懲罰審査手続は、第5条第2項の招集のときから手続を開始する

〔調査への協力〕

第12条 懲罰審査手続に参加した委員は、事案の解明のために、対象者およびその関係者に対し、事実関係についての説明または証拠資料の提出を求め、もしくは現地調査をすることができる

- 2 委員会または受託して調査を行う者による調査の対象となった個人または団体は、当該調査に協力しなければならない

〔弁明の機会付与〕

第13条 懲罰審査手続は、原則として、懲罰対象者に対し事情聴取を行い、その意見および弁明の機会を与えるものとする

〔証拠の評価〕

第 14 条 委員は、対象者または目撃者の供述または文書、音声、画像の記録もしくは専門家の意見その他一切の証拠を参照することができる

〔懲罰案作成・答申〕

第 15 条 委員は、調査および審議の上、次の各号の事項を記載した懲罰案を作成し、これを理事会に答申しなければならない

- (1) 対象者の氏名（団体の場合は団体名および代表者名。代理人がある場合はその氏名）
- (2) 主文（判断の結論）
- (3) 懲罰対象事実（可能な限り日時、場所、人物および行為を特定するものとする）
- (4) 適用した規程・条項等
- (5) 判断の理由（証拠の摘示）
- (6) 懲罰案の作成年月日
- (7) 委員名

〔答申の尊重、理事会の懲罰決定〕

第 16 条 理事会は、インテグリティ委員会の答申を十分に尊重し、かつ、当協会全体の利益を考慮した上、懲罰の決定を行うものとする

## 第 4 章 不服申し立て

〔不服申立手続〕

第 17 条 懲罰を受けた者は、当該懲罰に対して不服を申し立てることができる（以下本章において「申立人」という）

- 2 前項の不服申し立ては、申立人が、理事会に対し、懲罰の通知を受けた日の翌日から起算して 60 日以内に、書面をもってしなければならない

〔不服申立についての調査〕

第 18 条 前条の不服申し立てがあった場合、理事会は、自ら、処分理由の有無及び懲罰審査手続の適否について調査し、またはインテグリティ委員会に答申を求めることができる

- 2 インテグリティ委員会は、前項の答申の依頼があった場合には、速やかに必要な調査を行い、理事会に対して答申を行うものとする

〔不服申立に対する決定〕

第 19 条 理事会は、前条の調査を終えたときは、不服申し立てについての採否を決定し、その結果を申立人に対して速やかに通知する

- 2 前項の通知を受けた申立人が、当協会に対して再度の不服申し立てを行うことはできない

[スポーツ仲裁機構への不服申立]

第20条 第17条の規定にかかわらず、懲罰を受けた者は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の各種規則に基づいてなされる仲裁またはスポーツ調停手続の申立を行うことができる

## 第5章 復権

[復権の手続の開始]

第21条 1年以上の有期または無期の懲罰を受けた者は、次の各号に定める期間が経過したとき、復権の申立をすることができる（以下本章において「申立人」という）

- ① 1年以上の有期の懲罰を受けた場合 懲罰に定められた期間の3分の2
- ② 無期の懲罰を受けた場合 懲罰を受けた日の翌日から起算して1年

2 前項の不服申し立ては、申立人が、理事会に対し、書面をもってしなければならない

[復権についての調査]

第22条 前条の復権の申立があった場合、理事会は、自ら、復権理由の有無を調査し、またはインテグリティ委員会に答申を求めることができる。

2 インテグリティ委員会は、前項の答申の依頼があった場合には、速やかに必要な調査を行い、理事会に対して答申を行うものとする。

[復権の決定]

第23条 理事会は、前条の調査を終えたときは、復権についての決定をし、その結果を申立人に対して速やかに通知する

2 復権の決定については、不服を申し立てることができない

## 第6章 雑則

第24条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う

附 則

(I) 本規程は、令和3年10月2日から施行する。